

【1】共通評価項目・内容

評価項目	評価内容	現状の学校配置	校区変更案1	校区変更案2	校区変更案3	校区変更案4	学校統合案1	学校統合案2	学校統合案3	学校統合案4	小中学校統合案1	小中学校統合案2	小中学校統合案3
			校区変更内容				統合校:交小+長小		統合校:長小+郡小		統合校:一中+交小+長小		
			私部西地域(交小校区)を長小校区へ	松塚地区を長小校区へ	郡津1丁目付近を長小校区へ	私部西地域(交小校区)、私部3・6丁目を長小校区へ	統合後の敷地		統合後の敷地		統合後の敷地		
						交小	長小	長小又は郡小(一中校区)	長小又は郡小(二中校区)	一中	交小	長小	
1. 適正な学校規模の確保	①各学校の学校規模	×	△	×	△※1	◎	◎	◎	△	△	◎	◎	◎
2. 良好な教育環境の確保	①小中一貫教育への適応	△	△	△	△	△	○	△	△	△	◎	◎	◎
3. 立地条件等	①通学距離	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	△
4. 学校と地域コミュニティの関連	①コミュニティ施設としての機能確保	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△
配置案 評価点 合計		25	30	25	30	45	45	35	25	25	55	55	50

※1 将来的に、郡津小学校が小規模化するおそれがある。

【2】学校統合する場合の評価項目・内容

評価項目	評価内容	学校統合案1	学校統合案2	学校統合案3	学校統合案4	小中学校統合案1	小中学校統合案2	小中学校統合案3
		統合校:交小+長小		統合校:長小+郡小		統合校:一中+交小+長小		
		統合後の敷地		統合後の敷地		統合後の敷地		
		交小※2	長小	長小又は郡小(一中校区)	長小又は郡小(二中校区)	一中	交小※2	長小
2. 良好な教育環境の確保	②学校の敷地面積※3	◎	○	○	○	×	◎	○
3. 立地条件等	②学校周辺の施設活用	○	△	△	△	◎	○	×
配置案 評価点 合計		30	15	15	15	20(30)	30	10

括弧内の評価点は、※により、評価が変わった後の評価点を記載している。

※2 学校統合案および小中学校統合案の交野小学校の敷地面積は、交野小学校敷地に隣接する(旧)第一・第二給食センターの敷地面積(1,987㎡)を合計した24,947㎡とする。

※3 学校の敷地面積の評価については、統合した学校の敷地面積に対する評価。

※4 平成40年度以降、児童生徒数の減少により、「○」になる見込み。

【1】共通評価項目・内容の評価基準

評価内容	◎ : 特に望ましい状態 (20点)	○ : 望ましい状態 (10点)	△ : 改善可能な課題がある状態 (5点)	×
1-① 各学校の学校規模	将来(平成52年度)にわたって、適正な学校規模を確保できる見込みである。		将来(平成52年度)、適正規模を確保できない見込みの学校がある。	適正規模でない学校がある。
2-① 小中一貫教育への適応	小学校と中学校が隣接、または、同一敷地内にあり、教職員や児童生徒の移動がしやすい。	小学校と中学校の距離が1km未満で、比較的教職員や児童生徒の移動がしやすい。	小学校と中学校の距離が、1km以上2km以内で、比較的教職員や児童生徒の移動がしにくい学校がある。	小学校と中学校の距離が2kmを超え、教職員や児童生徒の移動がしにくい学校がある。
3-① 通学距離		学校規模適正化基本方針で定めた基本となる通学距離(小学生2km以内、中学生3km以内)の範囲内である。	学校規模適正化基本方針で定めた許容範囲内の通学距離(小学生3km以内、中学生4km以内)である。	学校規模適正化基本方針で定めた通学距離の許容範囲を超える通学距離となる地域がある。
4-① コミュニティ施設としての機能確保	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以上の頻度で可能と見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状と同程度の頻度で可能と見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用が現状以下の頻度になると見込まれる。	地域拠点として、地域住民の学校活用ができないと見込まれる。

【2】学校統合する場合の評価項目・内容の評価基準

評価内容	◎ : 特に望ましい状態 (20点)	○ : 望ましい状態 (10点)	△ : 改善可能な課題がある状態 (5点)	×
2-② 学校の敷地面積	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積(20,097㎡)の120%(24,116㎡)以上の面積。	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積(20,097㎡)の80%(16,078㎡)以上、120%(24,116㎡)未満の面積。	市立小中学校の1校当たりの、平均敷地面積(20,097㎡)の80%(16,078㎡)未満の面積。	小・中学校設置基準(平成14年文部科学省令)に定める校舎・運動場面積が確保できていない。
3-② 学校周辺の施設活用	教育環境の向上に資する公共施設等が、すべての学校に隣接している。	教育環境の向上に資する公共施設等が、すべての学校に近接している。	教育環境の向上に資する公共施設等が、いずれかの学校に隣接又は近接している。	いずれの学校の周辺にも、教育環境の向上に資する公共施設等がない。